

お知らせ：日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。

日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。

また、悪質な持込みと判断したら警察に通報いたします。過去には違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

このため、日本に入国される際には肉製品や果物・野菜等を持ち込まないようお願いいたします。

詳細は、農林水産省のHPにてご確認ください。

[「肉製品などのおみやげについて」](#)

[「植物にも検疫が必要です」](#)

連絡先：

[農林水産省 動物検疫所](#)

[農林水産省 植物防疫所](#)